

さが出会いサポートセンター利用規定

【会員の定義】

さが出会いサポートセンター会員(以下「会員」)とは、さが出会いサポートセンター(以下「センター」)が定める所定の手続きにより会員登録を行った個人をいいます。

【会員登録の有効期間】

会員登録の有効期間は、登録日から1年間です。

【会員登録内容】

(1)非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤続年数、お引き合わせの申込みを受ける相手の年齢層

(2)開示項目

①性別、②年齢、③居住地(※県内在住の場合は佐賀県北部地区、中部地区、東部地区、西部地区、南部地区、県外在住の場合は県名)、④身長、⑤血液型、⑥趣味、⑦最終学歴、⑧雇用形態、⑨職業、⑩職種、⑪喫煙の有無、⑫家族構成、⑬婚歴、⑭子どもの有無、⑮扶養家族、⑯年収、⑰自己PR、⑱顔写真

※③居住地の佐賀県内表記エリア

北部地区：唐津市、玄海町

中部地区：佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町

東部地区：鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町

西部地区：伊万里市、有田町

南部地区：武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町

(3)上記開示項目をオンライン検索の際に表示させるか否かについては、事前に意思確認を行い、下記の2通りの中から選択していただきます。

- ① 全ての開示項目を公開する
- ② 顔写真を除く開示項目を公開する

(4)会員登録内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターへご連絡ください。変更の内容によっては、公的書類等にて確認をさせていただきます。登録内容と実態が相違する場合、お引合わせの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

【お相手検索からマッチングまで（センターに來所してお相手検索を行う場合）】

- (1)お相手検索などセンターのご利用はすべて予約制です。また、お相手検索を行うことができるのは登録会員ご本人様のみです。必ずご予約のうえ、センターにお越し下さい。なお、予約時間は厳守にてお願いします。ご予約をキャンセルされる際は、必ずセンターへお電話・メールにてご連絡ください。
- (2)お相手検索の時間は、相談時間を含み45分間です。お引合せを希望する相手を検索用端末により、検索していただきます。
- (3)会員登録内容の開示項目は、会員以外には開示しません。なお、男性会員が閲覧できるのは女性会員の開示項目のみ、女性会員が閲覧できるのは男性会員の開示項目のみとします。
- (4)マッチングを希望するお相手が、申込みを受ける相手の年齢制限を設けている場合は、対象年齢外の方からは、マッチングを申込みことはできません。
- (5)お相手検索の結果、センターのスタッフがあなたの選んだお相手とマッチングを行います。なお、一度マッチングを申し込んだお相手に、再度マッチングのお申し込みはできません。
- (6)1回のお相手検索で、マッチングを希望するお相手を第3希望の方まで選ぶことができます。まず第1希望の方とマッチングを行い、お引合せの同意が得られなければ第2希望の方とマッチングを行う、といった流れで、順番にマッチングを行います。マッチングを希望する全ての方とお引合せが成立しなければ、新たにお相手検索をしていただくことができます。
- (7)マッチングは、あなたの会員登録内容の開示項目を相手方にメール送信して行います。
- (8)登録内容(写真も含む)について、自身の閲覧のみに利用してください。それ以外での利用については、固く禁止します。
- (9)マッチングの申込みを受けた会員は、5日以内(センター閉所日を含む)にセンターまで、お引き合わせ希望の有無を回答してください。5日以内に回答がない場合は、翌開所日にお引き合わせ希望がないものとし処理をさせていただきます。

【お相手検索からマッチングまで(オンラインを利用する場合)】

- (1) 推奨環境により、お相手検索及びマッチングの申込みを行うことができます。
- (2) 会員登録内容の開示項目は、会員以外には開示しません。なお、男性会員が閲覧できるのは女性会員の開示項目のみ、女性会員が閲覧できるのは男性会員の開示項目のみとします。
- (3) お相手検索の際は、3人までお気に入り登録を行うことができ、お気に入り登録した3人のうち、1人にマッチングの申込みを行うことができます。マッチング申込み後及びログアウト後は、お気に入り登録情報はリセットされます。なお、一度マッチングを申込んだお相手に、再度マッチングの申込みはできません。マッチングを希望する方とお引き合わせが成立しなければ、新たにお相手検索をしていただくことができます。
- (4) マッチングを希望するお相手が、申込みを受ける相手の年齢制限を設けている場合は、対象年齢外の方からは、マッチングを申込みことはできません。
- (5) マッチングは、あなたの顔写真をオンライン上で公開していない場合でも、あなたの顔写真が表示される専用のURLをメールにてマッチングを希望するお相手に送信して行います。
- (6) 登録内容(写真も含む)について、自身の閲覧のみに利用してください。それ以外での利用については固く禁止します。
- (7) マッチングの申込みを受けた会員は、5日以内(センター閉所日を含む)にセンターまで、お引き合わせ希望の有無を回答してください。5日以内に回答がない場合は、翌開所日にお引き合わせ希望がないものとして処理をさせていただきます。

【お引合せ】

- (1) マッチングのお相手から承諾の返事があれば、お引合せとなります。センターのスタッフがお引合せの日時の調整をします。原則、お見合い日程は30日以内とします。
申し込みを受けた方が希望する日時・場所(センター又はサテライト会場)を優先します。
- (2) お引き合わせ当日は、会員証を持参の上、指定された日時・場所(センター又はサテライト会場)を確認しお越しください。
- (3) お引き合わせ費用として、500円が必要になります。申込んだ方が支払うものとします。
- (4) お引合せ時間は30分程度とします。
- (5) お引合せ当日は、トラブル防止のため、お互いの氏名や住所、電話番号、メール、アドレス、ラインIDなどを相手には教えないでください。
- (6) お引合せ後、3日以内にお引合せの結果をセンターまで必ずご連絡ください。
- (7) 双方とも、連絡を取ることを希望された場合、マイページ上のチャットで30日間やり取りを行うことができますようになりますので、期間内に、当人同士了承のうえで、連絡先交換を行うようにしてください。
- (8) メール機能スタート後は、お互い倫理を守り、それぞれの責任においてやり取りをしてください。
不適切な内容等の報告があった場合は、メール機能の利用を停止させていただきます。
- (9) メール機能利用開始後は、お二人の会員登録内容は、非開示となり、お相手検索やマッチング申込み等はできません。

【交際スタート】

- (1)お互いに連絡を取り合い、各自の責任において交際をスタートさせてください。交際開始後のトラブルにつきましては、当センターは一切の責任を負いません。
- (2)交際開始後、スタッフが定期的に交際の状況等をお尋ねいたしますのでご回答ください。
- (3)交際を解消した場合は、必ず双方合意のうえでセンターにご連絡ください。

【退会・休会】

- (1)ご結婚が決まられた場合やその他の理由により退会される場合には、センターへ退会の旨をご連絡ください。
- (2)休会される場合は、センターへ休会の旨をご連絡ください。休会中は、会員登録内容は非開示となり、お相手検索やマッチング申込等を行うことはできません。なお、休会されても会員登録料の返還及び有効期限の延長はありません。復会の際には、復会の旨をセンターまでご連絡ください。

【その他・注意事項】

- (1)センターを利用する為に必要な電気料金、プロバイダーに支払う接続料金等は利用者において負担してください。
- (2)乱暴な言動・ハラスメント的な言動や不当な行為等をされる方のセンターへの入室及び入会は固くお断りします。
- (3)会員登録時又は登録後に、次のような行為が認められた場合には、登録をお断り又は登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。
 - ①偽りその他不正な手段で入会したとき
 - ②センターのスタッフやお引合せの相手等に対して、誹謗中傷やストーカー行為、または、これらに類する行為を行ったとき
 - ③センターからの照会や連絡に一切応じないとき
 - ④会員としてふさわしくない行為があったとき
 - ⑤その他センターの運営に重大な支障をきたす恐れがある場合
 - ⑥センターの利用において知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等したとき
 - ⑦その他会員規約に違反する行為があったとき

【サービスの中断・停止】

- (1)センターのサービス内容の一部又は全部を中断又は停止する場合には、事前に会員にお知らせします。
- (2)センターは、以下に該当する場合、会員への事前通知、承諾無しに、当センターのサービス内容の一部または、全部を停止または中断する場合があります。
- ①定期保守、更新並びに緊急事態発生の場合
 - ②火災、水害、震災等の災害並びに、様々な不測の事態により、センターの運営・サービスの提供が困難になった場合
- (3)上記の事態等の発生に伴い、会員へ不利益や損害が生じた場合であっても、センターはその責任を負わないものとします。

平成26年8月10日制定
平成28年4月 1日改定
平成31年4月 1日改定
令和3年11月12日改定
令和5年9月22日改定
令和6年2月 1日改定